

工事成績優秀表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第1号の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となるものは、北九州市請負工事成績評定要領に基づいた評定点が80点以上の成績で完成した工事の受注者とする。ただし、要綱第3条各号に該当するもののほか、表彰することが不相当と認められるものについては、表彰の対象としない。

(表彰の方法)

第3条 前条の規定に該当するものとして表彰を受けるものには、表彰状を送付する。
2 表彰状は、原則として完成検査実施月の翌月に送付する。

(建設工事功労賞)

第4条 継続して良好な工事の施工に努めた企業に対して、建設工事功労賞の表彰を行い、表彰状を授与する。
なお表彰の対象となる企業などについては、別途定める建設工事功労賞取扱規程によるものとする。

(表彰の公表)

第5条 工事成績優秀表彰されたものは、表彰者名とともに対象となった工事名、現場代理人名、配置技術者名及び評定点を技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。
2 建設工事功労賞を表彰されたものは、表彰者名を北九州市のホームページに掲載する。

(表彰の無効)

第6条 北九州市請負工事検査要綱第13条又は北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱第3条第1項第2号の規定により、評定が無効となった場合は、表彰は無効とする。

(表彰の取消し)

第7条 技術監理局長は、表彰を行った後に北九州市請負工事成績評定要領第9条第1項の規定により、当該表彰の根拠となった工事の評定が修正となった結果、第2条及び第4条に該当しない場合は、表彰を取り消すものとする。

2 前項の規定により表彰を取り消したときは、その旨を当該受注者に通知するとともに、第5条による公表を訂正する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

※(平成27年度、平成28年度の工事成績評定を以って、平成29年度に表彰)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。